

第3回宮崎交通圏・都城交通圏・延岡市タクシー特定地域協議会議事概要

日時：平成22年3月18日（木）

場所：宮崎県トラック協会総合研修会館

1. 会長挨拶

2. 議事

(1) 地域計画について

事務局の宮崎運輸支局坂本首席運輸企画専門官より資料1-1、1-2、1-3に基づき説明。今回の修正箇所は各地区とも同じため、資料1-1を元に検討を図る。

・常岡会長

今回の地域計画（案）の修正点は各地区とも同じ内容と考えていいのか。内容についての各地区の違いはないか。

前回協議会では各地区の特性を反映させて、修正を行っているが、本協議開会においては、修正箇所は各地区とも同じである。

タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

・常岡会長

GPS-AVMはどのような装置か事務局で説明できないか。

ナビと配車システムを組み合わせ、旅客の現在地に最も近いタクシーを検索し、配車指示ができる装置のことである。

地域計画の目標

・稲毛委員

資料P.8の修正箇所の趣旨を説明させていただくと、当該修正点は労働者保護の観点から、特措法における基本的な方針に則した文言に修正していただいた。供給過剰の解消のための減車を行うことになれば、労働者（運転手）の解雇や配置転換による労働条件の引き下げにつながるおそれがあり、また賃金引き下げについても懸念される。特に、宮崎労働局に相談のあった労働条件に関する行政相談の件数は平成21年度は平成20年度と比べて減少しているが、その中で賃金引き下げに関する相談は、

増加している。事業再構築にあたり、労働者の解雇及び賃金引き下げの2点を留意していただくために、修正をお願いした。

地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

・長嶺委員

駅前・駅構内における乗り場（上屋付き・バリアフリー）の整備については、JR九州が管理している土地もあるので、JR九州を実施主体として地域計画に追加する必要があるのではないかと。

また、優良運転者優先乗り場の設置・運営については、具体的にどのような場所を想定しているか。

地域計画にJRを記載していないのは、委員としてJRに入ってもらっていないためである。但し、駅前・駅構内における乗り場を整備する際には、JRをお願いすることとなる。また、優良運転者優先乗り場の設置・運営場所は公共施設である空港や駅等になる。

・工藤委員

現在駅構内に乗り入れるにあたり、タクシー事業者はJRにお金を払って、乗り入れをさせてもらっている。駅前・駅構内における乗り場を整備する際には、タクシー事業者からJRに要請を行う。また、優良運転者優先乗り場の設置・運営については、優良運転者及び優先乗り場の線引きが不明確なので、今後検討が必要と考える。

・奥委員

個人タクシーでは、優良運転者の制度として、三つ星制度を行っており、接客態度、観光案内、地理試験や苦情件数等で毎年チェックして運転手を選んでいる。

・山口委員

三つ星のタクシーかどうかは、どこで分かるのか。

・奥委員

タクシーの屋根の提灯に三つ星のマークがついている。

・長嶺委員

タクシープールについて、前回の協議会で県有地・市有地をタクシープールに提供してもらえないかとの意見があったので、未利用県有地について調べてみたが、街中

に近くて直ぐに使える未利用県有地は現状では見つからなかった。地域計画案では、タクシープールの整備の実施時期は短期・中期になっているが、県有地について申し上げると「短期」での整備は現状では難しいのではないかと考えている。

また、タクシー乗り場の表示の見直しについては、どういったものを想定しているのか。

新たにタクシー乗り場の表示を設置するというよりも、既存のものを見やすくすることを想定している。

・工藤委員

タクシープールの整備の実施時期については、タクシー事業者の努力を含めてということなので、記載どおりでお願いしたい。また、乗り場の表示は、利用者に分かりやすいものにするということと考えていただきたい。

・稲毛委員

健康診断の充実については、少なくとも年1回実施が法定となっているが、それ以上回数を増やすことを目標とするのか。あるいは、健康診断の項目の充実を図ることを目標とするのか。

健康診断の項目の充実を図ることを目標とする。

その他

・吉本委員

妊婦支援タクシーの運行については、利用者からの要望が多いものの、運転手の研修やチャイルドシート等の設置の準備で時間・コストがかかるため、なかなか浸透していない。また、タクシー運賃を安くしてほしい等も要望として挙がっている。例えば、長崎県では自治体とタイアップして障害者向けのタクシーチケットを発行している。宮崎でも自治体等と連携して、子育て支援者向けのタクシーチケットを発行する等タイアップすることで浸透させることができるのではないかと。

・常岡会長

長崎県の事例については、交通対策と言うよりも福祉的な観点からの支援ではないかと思われるので、そういった観点から、今後、事務局として情報収集等をしてはどうか。

以上、地域計画の採択についての決議を行い、全会一致で各地区の地域計画を承認。

・工藤委員

今回承認された地域計画に基づき、各タクシー事業者が特定事業計画を作成し、国

土交通省あて提出、事業計画を実施していくこととなります。公共交通機関として、地域に根ざしたタクシーを目指して、事業計画に取り組んで参りますので、よろしくお願ひします。

【配付資料】

- 資料 1 - 1 宮崎交通圏タクシー特定地域協議会 地域計画（案）
- 資料 1 - 2 都城交通圏タクシー特定地域協議会 地域計画（案）
- 資料 1 - 3 延岡市タクシー特定地域協議会 地域計画（案）